

# ヒトを縛る

自民党

# 新憲法案

～「国民主権・基本的人権の尊重・戦争放棄」の否定～



憲法改悪を許すな!



憲法の三大原則は  
国民主権  
基本的人権の尊重  
戦争放棄

二〇〇五年に発表された  
自民党改憲案は  
その三大原則を  
ことごとく  
ないがしろにしている

そもそも自民党は  
「改憲案」と呼ばず  
「新憲法案」と  
呼んでいるわ

確かにそう  
これは改憲なんて  
生易しいもんじゃない

まさに  
民主主義への  
叛逆よ！

字面だけ見れば  
最小限の変更だけれど  
本質は全く逆転している

近代憲法は本来  
「国家権力を制限する  
ための法規範」のはず

それを自民党は  
国民を縛るための法律に  
変えようとしているのよ

では自民党新憲法案を  
具体的にみてみましょう

# 1. 主権者のあい方を押しつける自民党新憲法案



国家による権力の行使が国民の権利などを侵害しないようにするのが立憲主義であり、このために「国家を縛るルール」を定めたのが憲法です。主権者国民が自らの生存や福祉、権利保護のために国家を組織しているのであるから、国民のために国家があり、国家のために国民があるのではありません。

しかし自民党新憲法案は「国家を縛るルール」を「国民を縛るルール」に大転換させようとしています。

現行憲法前文は国民主権を高らかに宣言し、平和的生存権を謳っています。しかし自民党新憲法案は、国民主権より天皇制を上に置き、国民主権をおとしめています。そして国民主権の代わりに「国民の責務」なるものが明記されました。つまり国家が国民の在り方を定めているのです。これでは民主主義とは正反対です。

まさにこれは現行憲法の手直しではなく、根本原理の変更……自民党のつけた名前の通り「新憲法案」であり、大日本帝国憲法、日本国憲法に続く第三番目の憲法です。

改憲を主張する人たちは「世界で半世紀近くも改憲されないのは日本だけだ」と主張します。しかし政治体制の変更などを伴わず新憲法を定めた歴史も、またありません。

歴史上新しい憲法が制定されるのは、革命や戦争、あるいはそれに匹敵するような大事件をきっかけとして、政治体制が大きく変革されるときなのです。フランスでは、大革命以来、いくつかの共和国憲法が誕生しましたが、それはまさに政治体制の変革に際しての出来事でした。アメリカでは、現憲法が制定された18世紀以来、権利章典に関する修正箇条が加わった以外に、憲法はひとつです。平時に憲法の根幹を変えろということには、まずありえないことなのです。

今回の自民党新憲法案は、平時に、それを国民に気づかせることなく、現行憲法の基本理念を破壊し、政治体制を変更するというものです。まさに武力を用いないクーデターと呼ぶに相応しいでしょう。

# 憲法にも愛国心

日本国民は、  
帰属する国や社会を  
愛情と  
責任感と  
気概をもって  
自ら支え守る責務を共有し

(自民党案前文より)



## 【現行憲法前文】

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。



## 【自民党新憲法案 前文】

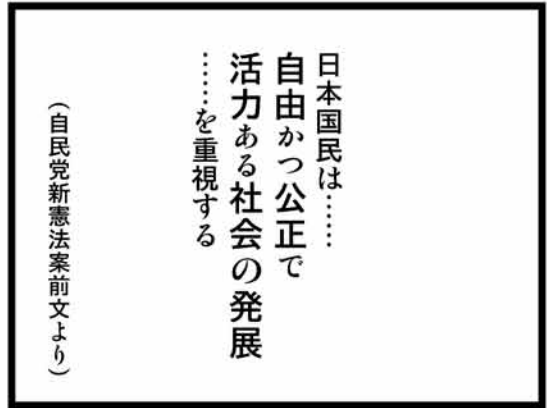
日本国民は、自らの意思と決意に基づき、主権者として、ここに新しい憲法を制定する。

象徴天皇制は、これを維持する。また、国民主権と民主主義、自由主義と基本的人権の尊重及び平和主義と国際協調主義の基本原則は、不変の価値として継承する。

日本国民は、帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有し、自由かつ公正で活力ある社会の発展と国民福祉の充実を図り、教育の振興と文化の創造及び地方自治の発展を重視する。

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に願い、他国とともにその実現のため、協力し合う。国際社会において、価値観の多様性を認めつつ、圧政や人権侵害を根絶させるため、不断の努力を行う。

日本国民は、自然との共生を信条に、自国のみならずかけがえのない地球の環境を守るため、力を尽くす。



## 2.失われた平和主義



憲法9条1項はそのままですが、2項は削除され、代わりに自衛軍の規定が新設されました。そして章の見出しも、「戦争の放棄」ではなく、「安全保障」です。

戦後の平和主義は、1項だけではなく2項で、つまり軍隊と交戦権の全否定により担保されてきました。軍を自衛隊と言い換え、戦争を国際貢献と言い換えることによって、平和主義の精神は崩されてきました。しかし現在自衛隊はまだひとりも他国民を殺していません。実際には9条2項が歯止めになってきたのです。

憲法前文からは、平和的生存権の記述が削除されました。この平和的生存権は、日本国民だけでなく全世界の人々の平和をうたった、理想的で画期的なものでした。自衛隊の海外派兵などを問う裁判の根拠となってきました。この平和的生存権を省き、代わりに「正義と秩序」という、ブッシュ大統領が好んで用いる文言が用いられています。

### 【現行憲法】

#### 第2章 戦争の放棄

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

### 【自民党新憲法案】

#### 第2章 安全保障

第9条 (平和主義) (現行憲法9条と同じ)

第9条の2 (自衛軍)

- ① 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮権者とする自衛軍を保持する。
- ② 自衛軍は、前項の規定による任務を遂行するための活動を行うにつき、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。
- ③ 自衛軍は、第1項の規定による任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。
- ④ 前2項に定めるもののほか、自衛軍の組織及び統制に関する事項は、法律で定める。

自衛のための戦争①



また76条(裁判所と司法権)では、軍事裁判所の設置が追加規定されています。「軍事に関する裁判を行うため、法律の定めるところにより、下級裁判所として、軍事裁判所を設置する」というわけですね。これこそまさに戦争をやることを前提に法体系を替えることを意味します。

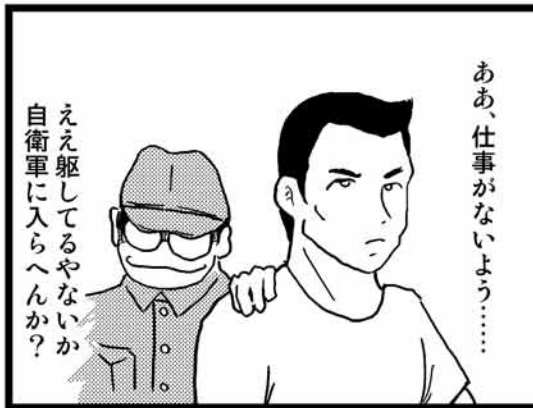
この数年で、自衛隊は大きく変容しました。ゲリラ戦を想定した訓練を行い、米軍との一体化を推し進めています。「自衛」のための訓練ではなく、侵略を想定した「軍隊」になっています。また現在多額の予算をつぎ込み進められているミサイル防衛も、日本を守るものではなく、アメリカが侵略戦争を遂行するための楯なのです。

自民党による9条を読んで、想像してみてください。この新しい9条が、イラク戦争で米軍と共に行動する歯止めになりうるでしょうか？ 罪なきイラク人を殺すことを妨げることになるのでしょうか？





自衛軍に入ろう♪



※「暴支膺懲」とは、暴虐な「支那」(中国の蔑称)を懲らしめるという意味。日中戦争のスローガン。

自衛のための戦争②



# 3.ないがしろにされる基本的人権

現行憲法にある「公共の福祉」とは

人権相互の調整原理のこと

アベシンゾウ許せん!

拙者は奴を斬るっ!

その権利があるっ!



それはいくらなんでも私の生きる権利と対立するだろう

ううむ  
権利が対立してしまっただちらの権利が優先か……



「公共の福祉」は  
全ての人権を守る為のもの  
やむなし  
断念じゃ!



つまり人権は人権によつてしか制限されないのだ

斬りたいほど憎いのはわかるが そりゃ「公共の福祉」に反するつてもんだ



……ところが新憲法案ではこの大原則がひっくり返ること

「現行憲法では、「公共の福祉」は基本的人権を制限する唯一の言葉として登場します。

公共の福祉とは人権相互の調整原理のことです。「個人の利益や権利に對立しないしは矛盾する場合の、相互の調整のための公平理念」ということなのです。けつして「個人と無関係な社会公共の利益」というようなものではありません。また「多数のために個人が犠牲になること」を意味するのでもありません。公共の英訳はパブリック、つまり人民です。

「個人の尊重」こそが現行憲法の基本的な価値であり、人権を制限するものは人権以外にはあり得ないのです。

ところが自民党新憲法案では、「公共の福祉」はことごとく「公益及び公の秩序」に書き換えられています。「公益」は「国益」に限りなく近い言葉でしょうし、「公の秩序」は「国家の秩序」と言い換えてもいいのかも知れません。厳密には国と公とは違う概念ですが、この場合、何が「公益及び公の秩序」に反しているかを判断するのは、時の政府です。

そこには「個人の尊重」はありません。これまで人権以外に制限されることのなかった人権が、あっさり「公益」や「秩序」によって制限されることになるのです。これは現行憲法の個人と国家の関係をすつかり逆転させてしまっています。

「公益に抗することの出来ない権利」「秩序の檻に閉じこめられた権利」……つまりはお上に決して異議申し立てのできない状況下での「権利」なのです。そんなもの、果たして権利と呼べるでしょうか？ 自由と呼べるでしょうか？



オマエの存在そのものがオレ様の「公益」や「秩序」に反してるっつーの

人権よりも「公益」「秩序」のほうが強いんだぜ!

## 公益及び公の秩序①



## 自民党新憲法案では

現行憲法で  
最重要の理念である  
基本的人権が  
「公益」「秩序」で  
制限される!

### 【現行憲法】

第12条(自由 権利の保持、乱用の禁止、利用責任)

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に**公共の福祉**のためにこれを利用する責任を負う。

### 【自民党新憲法案】

第12条(国民の責務)

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、保持しなければならない。国民は、これを濫用してはならないのであって、**自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚しつつ、常に公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責務を負う。**

### 【現行憲法】

第13条(個人の尊重、生命 自由 幸福追求の権利)

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、**公共の福祉に反しない限り**、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

### 【自民党新憲法案】

第13条(個人の尊重等)

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、**公益及び公の秩序に反しない限り**、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

### 【現行憲法】

第29条 (財産権)

- ① 財産権は、これを侵してはならない。
- ② 財産権の内容は、**公共の福祉に適合するやうに**、法律でこれを定める。
- ③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

### 【自民党新憲法案】

第29条(財産権) ①と③はほぼ同じ内容

- ② 財産権の内容は、**公益及び公の秩序に適合するやうに**、法律で定める。この場合において、知的財産権については、国民の知的創造力の向上及び活力ある社会の実現に留意しなければならない。

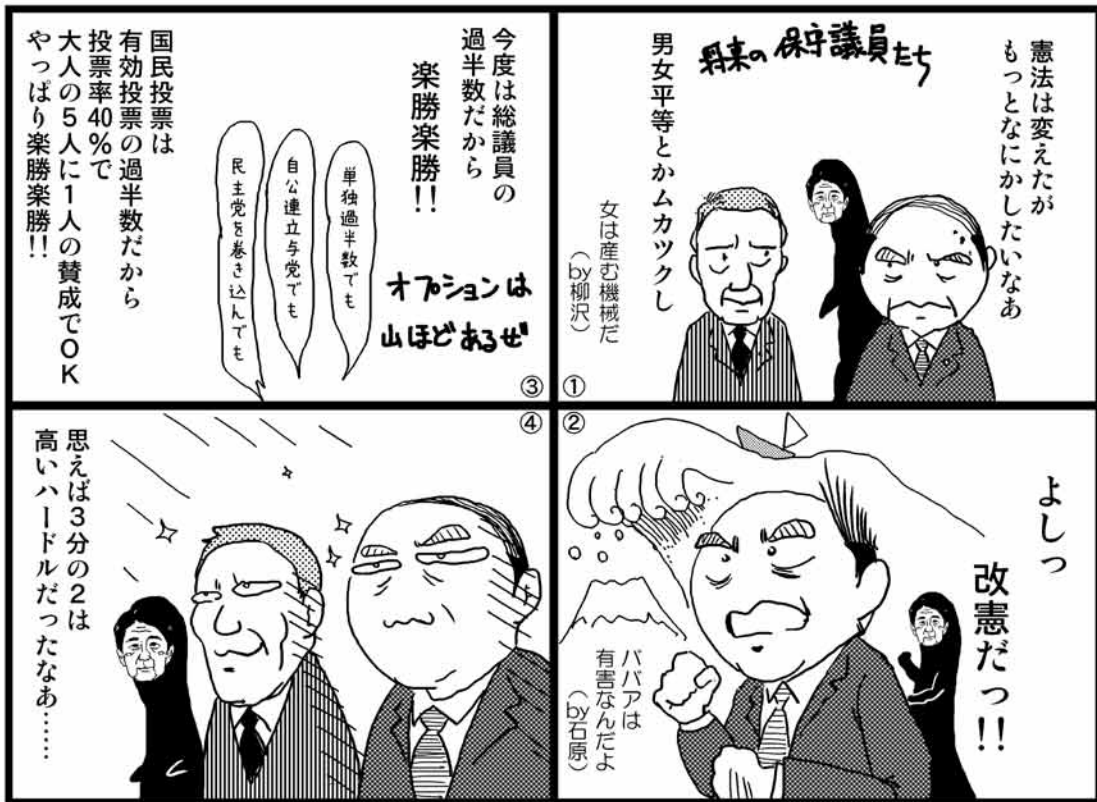
公益及び公の秩序③



公益及び公の秩序②



# 4.ほかにも危険がいっぱい自民党新憲法案



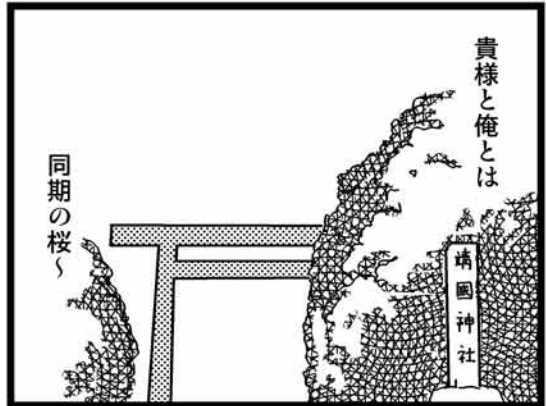
自民党新憲法案は、他にも幾つかの重要な変更点を加えています。ひとつは20条(信教の自由)です。国の宗教活動を禁じた3項を「社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超える」宗教教育宗教活動を行ってはならないと、限定を加えたのです。これが靖国神社等かつての国家神道を意識したものであることは言うまでもありません。

また憲法改正の発議を「各議院の3分の2以上の賛成」としていたのを「各議院の総議員の過半数」とハードルを大幅に下げたことも、問題です。これでは国会の過半数を握った政権与党が、人々のコンセンサスを無視して容易に改正を発議できることとなります。

そもそもなぜ3分の2という高いハードルが設けられたかを考えてみましょう。憲法は国家権力に歯止めをかけて国民の人権を守るために生まれた、「人権保障の体系」です。そして人権保障が必要なのは、概して多数者ではなく少数者です。過半数という数の力で少数者の人権を侵してはならないというのが、この3分の2の意味です。障害者などの国民の少数者、あるいは、極言すれば、国民ではない外国籍の人々の人権をこそ、憲法は守っているのです。

今回の自民党新憲法案は最小限の文言変更に見えますが、多くの毒を含んでいます。例えば24条は条文こそ同じですが、タイトルが(家庭生活における個人の尊重と男女平等)から(婚姻及び家族に関する基本原則)と、変更が加えられました。ここに男女平等をよしとしない自民党の悪意があらわれています。発議が過半数に下げられれば、まずは24条あたりから狙い撃ちにされるでしょう。

とにかく自民党新憲法案は、国民の権利に対する敵意がむき出しになっています。新設された21条の2(国政上の行為に関する説明の責務)では「国は、国政上の行為につき国民に説明する責務を負う」となっています。しかしこれではあべこべです。憲法には「国民に権利がある」と書くべきなのであって、「国に義務(責務)がある」と書くべきではないのです。義務とは国家が国民に課すものであり、主権者国民が国家を「義務違反だ」と訴えることはできません。これでは憲法を楯に主権者国民が闘うことができないのです。





ちよつと待て  
それつて結局

お上のすることには  
絶対服従つて事か？



そりや  
「公益及び公の秩序」に  
反する権利はないん  
だからねえ

国のやることに  
反対する権利は  
一切ないつて事じゃん



戦争しようと思えば  
人々を無権利にしないと  
ダメなんだろうねえ……

権利を失う前に  
立ち上がらなくつちやあね

# 憲法改悪に反対しましょう！

このマンガを描いている最中に、国民投票法案が衆議院を通過しました。今更ながら、数の力の持つ恐ろしき、その暴力性を実感させられます。それでも阻止できる条件がある限り、いやたとえなれども、あきらめるわけにはいきません。

安倍晋三が憲法改悪に執着するのは、祖父から引き継がれた政治信条によるばかりではありません。むしろ日本の財界には、差し迫った欲求があるのです。

今、世界に新自由主義という妖怪が席捲しています。日本も経済格差・困窮化が問題となっていていますが、大企業は労働者を安くこき使って利益をあげるために、不安定な非正規雇用労働者の比率をどんどん増やしています。過酷で非人間的な労使関係、二極化社会、ワーキングプアを生み出しながら、噴出してくる矛盾を抑え込む政治体制に従わせるため、主権者の「牙を抜く」ために権利を制限する必要があるのです。

そして戦争！

新自由主義国家は、侵略戦争をとまいません。ある時は石油利権を守るために。海外進出したグローバル企業を守るために。トヨタやキヤノンなど日本のグローバル企業は、アメリカとの経済的利益の一体性を強くしているので、必然的に米軍との軍事的融合性を強めるわけです。

自民党新憲法案は封建的な復古主義だけではなく、極めて「現代的」な、新自由主義的な要素に満ちあふれています。新憲法案が目指すのは、アメリカやイギリスのような自己責任に基づいた「格差社会」「階級社会」です。

作中で私は「障害者などの国民の少数者、あるいは、極言すれば、国民ではない外国籍の人々の人権をこそ憲法は守っている」と書きました。

憲法の主語は全て「国民」です。これはGHQが草案を作ったときに用いられた「ビープル」人民を、意図的に「国民」と訳したからだという説があります。日本の外国人に関する法体系はとも差別・抑圧的で、私はその理由のひとつは、日本国憲法が外国人を排除しているからだと考えていた時期がありました。もちろん今でもある意味そうだと考えています。

しかし憲法改悪が現実的に政治的課題になった今日、私は逆のことを痛切に実感せざるを得ません。

自民党の新憲法案は、権利に義務を対置させ、自由に責任を対置します。しかしよく考えてみてください。権利の反対は義務ですか？ 権利の反対は無権利であり、自由の反対は不自由です。その証拠に、外国籍の在日外国人は納税や労働の義務を果たしているにもかかわらず、日本人と同等の権利は与えられていないではありませんか。

それでも、日本国憲法の「基本的人権」条項の解釈は、外国人にもそれが保障されるというものです。なぜならば「個人の尊厳」こそが日本国憲法の根本原理であるからです。基本的人権を妨げるものが基本的には存在しないというのも、それこそが日本国憲法の理念そのものだからです。

自民党新憲法案は、この根本原理を破壊します。憲法のでっぺんにある「個人の尊厳」を引きずり下ろし、そこに国家を置くのです。

国家に抵抗できない人権なんて、もはや人権ではありません。

おーたからん 2007年4月

## アメリカの戦争拡大と日本の有事法制に反対する署名事務局

<http://www.jca.apc.org/stopUSwar/>

〒580-0023 大阪府松原市南新町 3-3-28 阪南中央病院労働組合 気付

FAX 072-331-1919 TEL 090-5094-9483(事務局) e-mail: stopuswar@jca.apc.org

<カンパ等振込先> 郵便振替 00950-5-178725 米戦争拡大と有事法制に反対する署名事務局

カンパ: 100円

コピーなどとして使用される場合は、事務局までご一報下さい。